

自己負担割合の判定方法（令和4年10月1日以降）

世帯内に課税所得※1が145万円以上（現役並み所得者）※2となる被保険者がいるか

いる

いない

世帯内に課税所得が28万円以上となる被保険者がいるか

いない

いる

世帯に後期高齢者の被保険者が
2人以上いるか

1人だけ

2人以上いる

「年金収入※3+その他の
合計所得金額※4」が
200万円以上か

「年金収入※3+その他の
合計所得金額※4」の
合計が320万円以上か

200万円未満

200万円以上

320万円未満

320万円以上

世帯全員が
3割

世帯全員が
1割

1割

2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
2割

※上記のフローチャートで3割や2割となった方でも、住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。

※2 課税所得が145万円以上でも、以下のいずれかに該当する場合は現役並み所得者の対象外となります。

- ① 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の方の、賦課所得の合計額が210万円以下の場合
- ② 所得税法上の収入金額が、以下の条件を満たす場合
 - ▶ 被保険者が1人 ⇒ 383万円未満
(383万円以上でも、世帯内に70歳～74歳の方がいる場合は収入合計額が520万円未満)
 - ▶ 被保険者が2人以上 ⇒ 収入合計額が520万円未満

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。